

議案第100号

加西市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための  
固定資産税の課税免除に関する条例の制定について

加西市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための固定  
資産税の課税免除に関する条例を、別紙のとおり制定する。

平成21年11月30日提出

加西市長 中川暢三

加西市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化のための  
固定資産税の課税免除に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方税法(昭和25年法律第226号)第6条第1項の規定に基づき、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(平成19年法律第40号。以下「法」という。)第7条第1項に規定する同意基本計画(以下「同意基本計画」という。)において定められた法第4条第2項第2号に規定する集積区域(以下「同意集積区域」という。)内において、法第9条第1項に規定する特定事業のための施設を設置した者について、固定資産税の課税を免除することによって、市における産業集積の形成及び活性化を図ることを目的とする。

(固定資産税の課税免除)

第2条 市長は、同意集積区域において、法第5条第5項の規定による基本計画の同意の日から平成25年3月31日までの間に、法第14条第3項の規定により承認された企業立地に関する計画(法第15条第1項の規定による変更の承認があったときは、その変更後のもの)に従って法第9条第1項に規定する特定事業のための施設のうち、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第20条の地方公共団体等を定める省令(平成19年総務省令第94号。以下「省令」という。)第3条に規定する施設(以下「対象施設」という。)を設置した事業者(当該同意基本計画に定められた法第5条第2項第6号に規定する指定集積業種であって、省令第4条に規定する業種に属する事業を行う者に限る。)について、当該対象施設の用に供する家屋若しくはこれらの敷地である土地(以下これらを「固定資産」という。)に対して課する固定資産税について課税免除をすることができる。

2 前項の規定により固定資産税について課税免除をすることができる期間は、当該固定資産を当該事業の用に供した日以後最初の1月1日を賦課期日とする年度以降3箇年度とする。

(課税免除の申請)

第3条 前条第1項の規定により固定資産税の課税免除を受けようとする

者は、毎年1月31日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

- (1) 申請者の住所及び氏名又は所在地及び名称
- (2) 当該固定資産の所在地、取得価額及び取得年月日
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(課税免除の決定)

第4条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、当該申請に係る書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、固定資産税の課税免除の可否を決定しなければならない。

(課税免除の取消し)

第5条 市長は、虚偽の申請その他不正行為により固定資産税の課税免除を受けた者又は納期限の到来した市税を完納しない者が固定資産税の課税免除を受けた場合においては、その者に係る課税免除を取り消すものとする。

(課税免除の承継)

第6条 固定資産税の課税免除を受けている者に相続又は合併等の理由により変更が生じたときは、対象施設において事業が継続される場合に限り、承継者は、市長に届け出て当該課税免除の承継を受けることができる。

(報告及び調査)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、固定資産税の課税免除を受けた者に対し、報告若しくは関係書類の提出を求め、又は当該職員に調査をさせることができる。

(適用除外)

第8条 この条例の規定は、加西市税条例（昭和42年加西市条例第50号）の規定による固定資産税の課税免除の適用を受けるものについては、適用しない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、平成26年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この条例の失効前に固定資産税の課税免除を受けた者に対するこの条例の規定は、この条例の失効後も、なおその効力を有する。

(審議資料)

産業集積の形成及び活性化を図るため、企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律に基づく基本計画に定める集積区域内において、同法の規定の特定事業のための施設を設置した事業者の固定資産税課税免除をするため、所要の規定を定めるもの。

【条例要旨】

1. 対象集積区域：市内全域
2. 対象施設 : 実施期間中に、指定集積業種に属する事業を行う事業者が企業立地及び事業高度化を促進するため、同意集積区域において設置した工場、事業所又は当該工場若しくは当該事業場の利用者の利便に供する施設。
3. 実施期間 : 平成22年1月1日から平成26年3月31日
4. 減免期間 : 3カ年